

## はじめに

平成27年6月、公職選挙法等の一部が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。選挙権年齢が引き下げられるのは、昭和20年に「25歳以上」から「20歳以上」に引き下げられて以来70年ぶりのことで、新たに選挙権を得る18歳と19歳の人口は平成28年の段階で約240万人に上るとみられています。

引き下げの対象は衆議院議員選挙、参議院議員選挙、地方公共団体の長及び議会議員の選挙の選挙権で、最高裁判所裁判官の国民審査、憲法改正国民投票や地方公共団体の長及び議員の解職請求（リコール）などに関する投票資格も同様に引き下げられます。また、これまで未成年者には禁じられてきた選挙運動も18歳以上の者は行うことが可能になりました。

これを受けて各高校では生徒の政治参加意識を高めるための指導を充実させ、学校のカリキュラムに主権者教育をしっかりと定着させることが喫緊の課題となっています。

さらに、今回の改正には、18歳以上20歳未満の少年が買収など連座制が適用されるような重大な選挙違反を犯した場合は成人と同様に罰する旨も盛り込まれました。選挙や政治に関する法的なルールを生徒に周知し、生徒が法律違反を犯さないように適切に導くことも、教員に求められる重要な役割の1つです。当然、教員自身にも学校教育における政治的中立を確保するなど教育基本法、教育公務員特例法や公職選挙法等関係法令の遵守が改めて求め

られています。

本書では、公職選挙法を中心に主権者教育に携わる高校の教員の皆さんが知っておくべき法令と、生徒に周知徹底すべき公職選挙法のポイントを現時点において必要と考えられる最新の内容をもって紹介しています。これらを今回の公職選挙法等改正の概要とともに再確認し、学校現場での主権者教育の第一歩としてその充実に役立てていただければ幸いです。

なお、本書における記述で、出典を示したものの以外は本研究会の見解であることを申し添えます。

平成27年11月

18歳選挙権研究会

[内容現在] 本書は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）によって改正された公職選挙法等の内容に基づいています。

[法令略語] 本文中においては、以下のように略記しました。

- 公職選挙法→法
- 公職選挙法施行規則→則
- 公職選挙法施行令→令

# 目 次

はじめに .....	2
公職選挙法等改正の概要 .....	7
<b>第1章 公職選挙法等改正に伴う学校教育での対応 .....</b>	<b>11</b>
1 政治教育の課題 .....	12
2 「社会参加」と「政治的リテラシー」 .....	15
3 主権者教育の現状と展望 .....	17
4 主権者教育と「政治的中立」 .....	20
<b>第2章 公職選挙法の基礎知識 .....</b>	<b>31</b>
1 選挙制度の概要 .....	32
(1) 選挙の4原則 .....	32
(2) 選挙の種類 .....	33
(3) 選挙権と被選挙権 .....	37
(4) 選挙人名簿 .....	39
(5) 立候補に関するルール .....	42
2 投票 .....	45
(1) 投票の基礎知識 .....	45
(2) 投票の秘密 .....	48
(3) 期日前投票 .....	49
(4) 不在者投票 .....	50
(5) 在外投票 .....	52
3 開票 .....	55
(1) 開票の基礎知識 .....	55
(2) 当選人の決定 .....	58
4 選挙運動 .....	61
(1) 選挙運動ができる期間 .....	61
(2) 立候補届出前でもできる行為 .....	61
(3) 禁止されている選挙運動 .....	63

(4) 自由に行える選挙運動 .....	65
(5) 選挙運動が禁止されている者 .....	65
(6) 選挙運動が制限される者 .....	67
(7) インターネットを利用した選挙運動 .....	67
(8) 政治活動と選挙運動 .....	70
<b>第3章 知らないといけない！選挙運動の注意点 .....</b>	<b>73</b>
1 教員編 .....	74
(1) 教員の政治活動・選挙運動の制限 .....	75
(2) 主権者教育にあたっての留意点 .....	100
(3) 学校における規制 .....	102
(4) 私立学校の教員に対する制限 .....	104
2 生徒編 .....	106
(1) 選挙運動とは？ .....	107
(2) 選挙運動の基本ルール .....	108
(3) 選挙期間中、有権者が自由に行える選挙運動 .....	109
(4) 高校生も知っておくべき選挙運動の注意点 .....	114
<b>第4章 高校生の選挙運動・政治活動に関するQ &amp; A .....</b>	<b>127</b>
1 教員編 .....	128
2 生徒編 .....	142
■インターネット関連 .....	142
■選挙運動関連 .....	148
■アルバイトやボランティア関連 .....	151
■投票関連 .....	155
<b>第5章 関係条文（抜粋） .....</b>	<b>159</b>



---

平成27年6月19日公布

## 公職選挙法等改正の概要(平成27年法律第43号)

---

### (1) 選挙権年齢等の18歳への引き下げ(改正法第1条～第4条関係)

「公職選挙法」「地方自治法」「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律(平成27年の法改正により農業委員の公選制は廃止。)」に規定される選挙権年齢等が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられました。これによって、18歳から国政選挙及び地方公共団体の長や議員の選挙に選挙権が与えられ、自ら選挙運動を行うこともできるようになりました。

### (2) 選挙犯罪等についての少年法の特例(法附則第5条関係)

今回の改正を受けて家庭裁判所は当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件(連座制に係る事件)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定(検察官への送致の決定)を適用することになりました。つまり未成年であっても連座制対象の重大な選挙違反を犯した場合は、成人同様に処罰されるということになります。ただし、犯行の動機等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置が相当と認められる場合はこの限りではありません。

なお、連座制に係る事件を除く公職選挙法及び政治資金規正法違反事件についても処罰されることがありますが、その場合は「少年法第20条第1項の規定により検察官への送致をするかどうかを決定するにあたっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない」としています。

〈参考〉少年法第20条第1項

家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

### **(3) 検察審査会法等の適用の特例（法附則第7条～第10条関係）**

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判官の職務に就くことができないとされるとともに、成人に達した者でなければ民生委員、人権擁護委員の委嘱をすることができないこととされました。

### **(4) 施行期日（法附則第1条及び第2条関係）**

今回の改正法は、公布の日（平成27年6月19日）から起算して1年を経過した日（平成28年6月19日）から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙）の公示日以後にその期日を公示又は告示される選挙から適用

されます。現在のところ、平成28年夏の参議院議員通常選挙から適用される見通しです。

## (5) 今後の検討事項

### ● 民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢の引き下げに関する検討（法附則第11条関係）

国は、国民投票（日本国憲法の改正手続きに関する法律第1条に規定する国民投票）の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、「選挙の公正やその他の観点において満18歳以上20歳未満の者と満20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治29年法律第89号）、少年法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講じる」（法附則11条）としています。つまり今後、民法における成年年齢や少年法の適用対象年齢など法令で定められた年齢条項について現在の20歳から、国民投票権と選挙権年齢と同じ18歳に引き下げるための検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講じられることとなります。

# 1 選挙制度の概要

---

## (1) 選挙の4原則

日本の選挙制度は、日本国憲法が定める次の4つの原則を柱としています。

### ① 普通選挙

選挙権は男女の別にかかわらず、一定の年齢に達したすべての国民に与えられます。

⇒「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」  
(憲法15条3項)

### ② 平等選挙

選挙人\*1人が投票できる票は1票で、選挙権の付与は性別や財産、学歴等で差別されることはありません。\* 選挙権を有する者のこと。

⇒「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(憲法14条1項)

⇒「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」(憲法44条)

### ③ 投票の秘密

誰が誰に投票したのかがわからないような方法で選挙が執行されます。

- ⇒「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」  
(憲法15条4項)

### ④ 直接選挙

選挙人が直接、公職に就くべき者を選出します。

- ⇒「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」(憲法15条1項)
- ⇒「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」  
(憲法93条2項)

## (2) 選挙の種類

公職の選挙には大きく分けて、国政選挙と地方公共団体の選挙があります。

国政選挙	地方公共団体の選挙
衆議院議員選挙 参議院議員選挙	都道府県知事選挙 都道府県議会議員選挙 市区町村長選挙 市区町村議会議員選挙

### ① 国政選挙

国政選挙には大きく分けて衆議院議員選挙と参議院議員選挙があります。選挙の種類によってそれぞれ呼び方が異なります。

#### ● 衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は、衆議院議員全員を選ぶために行われる選挙で、議員の任期満了に伴って行われるものと、衆議院の解散に伴って行われるものの2つがあります。

衆議院議員総選挙では「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」が同じ投票日に行われます。このうち「小選挙区選挙」では全国を295の選挙区に分け、1つの選挙区から議員1人を選出します。「比例代表選挙」は全国を11のブロック（選挙区）に分けて政党の得票数に応じて議席が配分される仕組みで行われ、定数はブロックによって異なります。

#### ● 衆議院議員補欠選挙

補欠選挙は、議員の不足を補うための選挙です。つまり、選挙の当選人が議員となった後に死亡又は退職し、繰上当選によってもなお議員の定数が不足する場合に行われる選挙のことをいいます。原則として、年2回、4月及び10月の第4日曜日に行われます。

#### ● 衆議院議員再選挙

再選挙は、当選人の不足を補うための選挙です。つまり、選挙が行われても、必要な数の当選人が決まらなかった場合や、投票日の

後に当選人の死亡、当選の無効があったなどの場合で、繰上当選によってもなお当選人が不足する場合に行われる選挙のことをいいます。小選挙区選挙では当選人が1人でも不足するときに、比例代表選挙では不足が一定数に達したときに再選挙が行われます。

#### ● 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙は、参議院議員のうちの半数を選ぶために行われる選挙です。参議院は、3年ごとに議員の半数を入れ替えることが憲法で定められているので、3年に1度、議員の半数（121人）を選ぶ選挙を行うことになっています。なお、衆議院と違い、参議院には解散がないので、参議院議員通常選挙は、議員の任期満了（6年）によって行われます。

参議院議員通常選挙では「選挙区選挙」と「比例代表選挙」が同じ投票日に行われます。「選挙区選挙」は、「鳥取県・島根県」、「徳島県・高知県」は各2県で1つの選挙区、その他の都道府県は都道府県の区域を1つの区として行われ、定数は選挙区によって異なります。「比例代表選挙」は全国を1つの選挙区として行われます。

#### ● 参議院議員補欠選挙

参議院議員補欠選挙が行われる事由は、衆議院議員の補欠選挙（P.34参照）に準じます。

#### ● 参議院議員再選挙

参議院議員再選挙が行われる事由は、衆議院議員の再選挙（P.34参照）に準じます。

## 1 教員編

---

選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことを受けて、若者の政治参加意識を高めるための主権者教育の充実が、学校教育における喫緊の課題となっています。第1章で述べたとおり、文部科学省と総務省では互いに連携・協力して、学校での主権者教育推進に取り組んでいるほか、中央教育審議会では、高等学校に主体的な社会参画の力を育む新科目（仮称：公共）を設置することについての審議も始まっています。

また、実際の教育現場でも、各地方公共団体の教育委員会や選挙管理委員会、地域の選挙啓発団体等が協力して、出前講座や模擬選挙を行う取り組みが本格化してきており、教員には従来以上に実践的・具体的な指導が求められるようになってきました。指導の際には、教員としてはもちろん一有権者としても、政治活動や選挙運動に関する法令を順守する必要があります。

まずは教員の皆さんが留意すべき法律とその罰則について、改めて確認しておきます。なお、P.75～99までの内容は、平成27年9月に文部科学省と総務省が公表した、政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来—活用のための指導資料」の内容に準じて書き起こしたものです（一部抜粋を含む）。

## (1) 教員の政治活動・選挙運動の制限

### ■教育基本法等関連

#### ① 政治的中立性の確保

#### ○ 教育基本法第14条 (政治教育)

- 1 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

#### 【規定の趣旨】

教育基本法第14条第1項は、国家・社会の諸問題の解決に国民一人ひとりが主体的に参画することが求められる現代の民主主義社会においては、政治に関する様々な知識やこれに対する批判力といった政治的教養が必要であることを踏まえ、教育において政治的教養が尊重されるべきであるとしています。

一方で同条の第2項は、教育内容に一党一派の政治的主義主張が持ち込まれたり、学校で政治的活動が行われたりしないように、学校教育における党派的政治教育の禁止を規定しています。

## 【用語解説】

### 「公民」

広義では「社会団体の一員として、積極的に社会を形成していく場合の国民」のこと。本条では人が社会を形成していく関係に、政治的、経済的、社会的生活の3つがあるうち、「政治的な観点からとらえる場合の国民」のことを指します。

### 「良識ある公民として必要な政治的教養」

政治的教養とは、

- ① 民主政治、政党、憲法、地方自治など、現代民主政治上の各種の制度についての知識
- ② 現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力
- ③ 民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念などのことであり、単に知識として身につけるだけのものではありません。

国家・社会の諸問題の解決に主体的に関わる良識ある公民であるためには、基礎的かつ不可欠なものとして政治的教養を養うことが必要です。

### 「教育上尊重されなければならない」

教育を行うにあたっては、政治的教養が適切に養われるように努めるべきである旨を示しています。

国家・社会の問題の解決に主体的に関わっていくためには、政

治的教養を身につけることが重要であり、これを学校教育、社会教育、家庭教育のそれぞれの場で養っていくことが望まれています。また教育行政においては、政治的教養を養うための条件や環境を整えていく必要があります。

### 「法律に定める学校」

- ・学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校※、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）※ 平成28年4月1日以降
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する「幼保連携型認定こども園」のことを指し、国立・公立・私立を問いません。

### 「政党」

一般的には政治的な目的を持ち、それを達成するために政治的活動を展開する結社又は政治団体のことを指します。

なお、政治資金規正法では、上の意味における政党を「政治団体」とし、そのうち国会議員5人以上が所属する等、一定の要件を満たすものを「政党」と定めています。しかし、本条においては学校が政治的に中立であるべきこと等に鑑み、一般的な意味での「政党」として広く解することとします。

### 「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」

特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、つま

## 1 教員編

---

**Q1** 生徒に対するどのような行為が公職選挙法に触れるのでしょうか？

高校の教員が生徒に選挙運動を行わせたり、生徒が行おうとする選挙運動をやめさせたりすることはできますか？

**A** ある行為が公職選挙法の規定に違反するか否かについては、個別の事案ごとに事実即して判断されることとなります

ただし以下にあげる「教育者の地位利用」「利害誘導」「自由妨害」等は公職選挙法で明確に禁じられています。基本的なルールとして必ず守るようにしてください。

### ① 教育者の地位利用の禁止

高校の教員が、生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしたと認められる場合には、公職選挙法第137条に違反することになります。

### ② 利害誘導の禁止

当選を得る目的をもって、選挙人に対して特殊の直接利害関係を利用して誘導したと認められる場合には、公職選挙法第221条に違反することになります。

なお、「特殊の直接利害関係」とは、大きく分けて次の2つの利

害関係を指します。

- ・個人的な特殊の利害関係。選挙人等の個人的な関係における用水、小作、債権、寄附その他に関わる利害関係
- ・地方的・社会的な特殊の利害関係。選挙人等の関係する社寺、学校、会社、組合、市町村等に関わる利害関係

### ③ 自由妨害の禁止

選挙に関し、

- ・選挙人等に対して暴行若しくは威力を加えた、又はかどわかした
- ・交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもって選挙の自由を妨害した
- ・特殊の利害関係を利用して選挙人を威圧したと認められる場合には、公職選挙法第225条に違反することになります。

また、教員が公務員である場合には、選挙人に対し、投票しようとし又は投票した候補者の氏名等の表示を求めることは、公職選挙法第226条に違反することになります。

### ④ 18歳未満の者の選挙運動の禁止

なお、今回の公職選挙法改正により、18歳未満の者を使用して選挙運動をしたと認められる場合には、公職選挙法第137条の2第1項に、また、18歳未満の者が選挙運動をしたと認められる場合には同条第2項に違反することになります。

## 2 生徒編

---

### ■ インターネットを用いた選挙運動に関する質問

**Q13** 自分のブログに選挙用ポスターを表示してもよいですか？

18歳の高校3年生です。僕は自分のブログを開設しています。応援している候補者の選挙用ポスターの画像を、選挙期間中に自分のブログに表示しても大丈夫でしょうか？

**A** 表示はできます。でも、プリントアウトして配布したり掲示したりしてはいけません

平成25年の公職選挙法改正でインターネットを利用した選挙運動が解禁され、一般の有権者もウェブサイト等を用いた選挙運動ができるようになりました(法142条の3 1項)。「ウェブサイト等を用いた選挙運動」とは、ホームページやブログ、FacebookやTwitter等のSNS、YouTube等の動画共有サービス等を用いた選挙運動のことを指します。

ウェブサイトを用いて選挙運動を行う際の主なルールは、書き込み「電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報」を表示することです(法142条の3 3項)。質問者の場合もブログで選挙運動を行う場合は、ブログを閲覧した人が質問者に直接連絡が取れるように、電子メールアドレスや返信用フォーム、Facebookページの

URL、Twitterのアカウントなど、何らかの連絡先を表示しておく必要があります。このこと以外には、ウェブサイト上に表示する内容について特に制限は設けられていないので、質問者はブログに応援する候補の選挙運動用ポスターやビラの画像を自由に表示することができます。FacebookやTwitterに候補者のビラやポスターの画像を投稿することも可能です。ただし、その画像を紙に印刷して配ったり掲示したりすると、公職選挙法上の文書図画の頒布・掲示の規制にあたることから認められません（法142条、143条）。

#### **Q14** 知人への投票をメールで友人に依頼してもいいですか？

17歳の高校2年生です。知人が今度の市議会議員選挙に立候補する予定です。私も何かの役に立ちたいと思い、選挙運動用に候補者のFacebookページを立ち上げることにしました。学校の同級生や先輩にメールを送って、このFacebookページを紹介し、知人への投票を呼びかけてもよいでしょうか？

**A** いけません。18歳未満の者は選挙運動をすることはできません。また、18歳以上の有権者であっても、候補者以外の者が電子メールを選挙運動に利用することは禁止されています

まず、質問者は18歳未満なので、選挙運動をすること自体が禁